

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次ページ

道企業管理規程

○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程……………（企業局総務課） 1

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

北海道公営企業管理者 伊 藤 邦 宏

北海道企業管理規程第2号

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程

北海道企業局財務規程（昭和53年北海道企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第192条」を「第192条の2」に改める。

第60条第1項中「、更正命令書を作成し」及び「添えて」を削り、「ならない」の次に「。この場合において、総務課長は、当該関係書類に基づいて更正命令書を作成するものとする」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 総務課長は、前項後段の規定により更正命令書を作成したときは、収入の更正について管理者の決定を受け、企業出納員に対し、当該更正命令書を送付して更正の通知をしなければならない。

第61条第1項中「、戻出命令書又は振替書を作成し」及び「添えて」を削り、「ならない」の次に「。この場合において、総務課長は、当該関係書類に基づいて戻出命令書又は振替書を作成するものとする」を加え、同条第2項中「戻出命令書」を「前項後段の規定により戻出命令書」に、「の提出を受けた」を「を作成した」に改める。

第67条第1項中「課長」の次に「及び所長（以下「課長等」という。）」を加え、同条第2項中「課長は」を「課長等は」に改め、「、支出命令書を作成し」を削り、「しなければならない」の次に「。この場合において、総務課長は、当該請求書に基づいて支出命令書を作成するものとする」を加え、同条第3項中「前項の」を「前項後段の規定による」に改め、同条第4項中「課長は」を「課長等は」に改め、「、振替書を作成し」及び「添付して」を削り、「しなければならない」の次に「。この場合において、総務課長は、当該書類に基づ

いて振替書を作成するものとする」を加え、同条第5項及び第6項中「課長」を「総務課長」に改める。

第68条中「課長」を「課長等」に、「支出命令書」を「関係書類」に改め、「明示」の次に「し、総務課長に提出」を加える。

第70条中「の提出があった」を「を作成した」に改める。

第74条第2項中「当該課長」を「当該課長等」に改める。

第113条に次の1項を加える。

2 総務課長は、前項の規定により前渡資金精算書の提出があった場合には、これに基づいて振替書を作成し、当該経費を整理しなければならない。

第114条を次のように改める。

（前渡資金の返納）

第114条 資金前渡員は、総務課長から保管中の前渡資金について返納通知書の交付を受けたときは、速やかにその資金を返納しなければならない。

第122条第1項中「課長及び所長（以下「課長等」という。）」を「課長等」に改める。

第138条中「移動平均法」を「個別法」に改め、同条ただし書を削る。

第151条中「、別表第9により区分するほか」を削る。

第187条第2項中「1,000円」を「1円」に改める。

第188条中「昭和27年総理府令第73号」の次に「。以下「府令」という。」を加え、「第8条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第192条の次に次の1条を加える。

（リース取引の会計処理の特例）

第192条の2 府令第55条第2号の規定によるリース物件の重要性が乏しいものは、次の各号のとおりとし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

(1) リース期間が1年未満の場合

(2) リース契約1件あたりのリース総額が300万円以下の場合

第194条第1項第3号中「引当金の整理」を「繰延収益の償却」に改め、同項第4号中「繰延勘定の償却」を「資産の評価」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 引当金の計上

第194条に次の1項を加える。

2 前項第5号に係る引当金の種類及び計上方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 退職給付引当金 簡便法（当該事業年度の末日において全職員（同日における退職者及び一般会計が負担すべき職員を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）

(2) 賞与引当金 当事業年度末に在職する職員に対して支給が見込まれる期末勤勉手当の

うち、当事業年度の負担に属する支給対象期間相当額	「				雑収益	公宅貸付料 鷹泊ダム管理 費負担金	」
(3) 賞与分法定福利費引当金 前号の賞与引当金にかかる法定福利費相当額							
(4) 修繕引当金 毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、当該修繕のための予算計上相当額							
(5) 特別修繕引当金 1回の工事費が500万円以上見込まれる設備等の定期修繕に係る支出見込額のうち、前回の定期修繕の日から当事業年度末までの期間相当額	に						
(6) 貸倒引当金 前事業年度までの過去5年間の貸倒実績を勘案し、管理者が別に定める額	「				受託工事収益 雑収益	受託工事収益 使用料及び賃 借料	」
第196条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。							
(7) キャッシュ・フロー計算書							
第196条に次の3項を加える							
2 前項第7号に規定するキャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。							
3 報告セグメントは、会計ごとに次に掲げる区分とする。							
(1) 電気事業会計 電気事業							
(2) 工業用水道事業会計 室蘭地区工業用水道・苫小牧地区工業用水道・石狩湾新港地域工業用水道							
4 第2項及び第3項の規定は、第15条の規定による予算に関する説明書の調製の場合について準用する。							
別表第1収益の事項中							
「			電力料	電力料 渇水準備引当 金取り崩し			
を							
「			電力料	電力料			
に							
「			雑収益	公宅貸付料 二股発電所修 繕費負担金 鷹泊ダム管理 費負担金			
を							

に「		厚生福利費	」	「				たな卸資産減 耗費				」
を「		修繕費 使用料及び賃 借料	」					たな卸資産評 価損				
に「		修繕費 修繕引当金繰 入額 特別修繕引当 金繰入額 使用料及び賃 借料	」	に「				共有設備費分 担金				
を「		減価償却費 固定資産除却 費	」	を「				受託調査費 貸倒引当金繰 入額 雑費				」
に「		減価償却費 リース資産減 価償却費 固定資産除却 費	」	に「				建物割賦金利 息				」
を「		減価償却費 リース資産減 価償却費 固定資産除却 費	」	を「				建物割賦金利 息 その他利息				」
に「		たな卸資産減 耗費 共有設備費分 担金 受託調査費 雑費	」	に「				退職給与金				」
を				を「				退職給付費				」
				に「			繰延勘定償却	控除対象外消 費税額償却				」
				を「			長期前払消費 税勘定償却	長期前払消費 税償却				」
				に「								」

を「		固定資産減耗費 臨時損失 過年度損益修正損	固定資産除却費 固定資産除却損 臨時損失 過年度損益修正損	」	に「		建物	鉄筋 コンクリート 造 鉄骨造	」
		固定資産減耗費 固定資産除却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損	固定資産減耗費 固定資産除却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損				建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	
に改め、同表固定資産の事項中	「	鷹泊発電所 二股発電所 川端発電所 岩尾内発電所 ポンテシオ発電所 滝下発電所 清水沢発電所 滝の上発電所 発電中央制御室 夕張川水力発電管理事務所	を「 鷹泊発電所 川端発電所 岩尾内発電所 ポンテシオ発電所 滝下発電所 清水沢発電所 滝の上発電所 発電中央制御室 夕張川水力発電管理事務所	」	に「	を「	構築物	建物付属設備 ダム 取水口	」
を「		土地		」	に「	を「	貯水池	ダム 雑施設	」
		土地	事業用地 公宅用地						
					に				

号外第24号 6

に 「		貯水池	ダム 雑施設	」	に 「			ダム使用権	」
を 「				」	「			ダム使用権 ソフトウェア	」
に 「		機械装置		」	「投資	」を「投資その他の 資産	」に、		
を 「		機械及び装置		」	「	長期貸付金	長期貸付金		」
に 「		諸装置	基礎 その他機械装 置 通信電灯 電力装置 修繕試験装置 雑装置	」	「	長期貸付金 長期前払消費 税 貸倒引当金	長期貸付金 長期前払消費 税 貸倒引当金		」
		備品	工具 器具及び備品 車両及び船舶	」	に改め、同表流動資産の事項中	「	その他未収金	その他未収金	」
を 「				」	を 「	引当金	その他未収金 貸倒引当金	その他未収金 貸倒引当金	」
				」	に 「	前渡資金	企業局		」
				」	を 「	前渡資金	前渡資金		」
		備品	基礎 通信電灯電力 装置 修繕試験装置 その他機械及 び装置 器具及び備品 車両 船舶	」	に改め、同表繰延勘定を削り、同表固定負債を	「	企業債	企業債	建設改良費等 の財源に充て るための企業
				」	「	企業債	企業債	企業債	

長期前受金	長期前受金	長期前受贈財産評価額 長期前受贈財産評価額収益化累計額 長期前受補助金 長期前受補助金収益化累計額 長期前受負担金 長期前受負担金収益化累計額 長期前受補償金 長期前受補償金収益化累計額 建設仮勘定長期前受金 建設仮勘定長期前受贈財産評価額 建設仮勘定長期前受補助金 建設仮勘定長期前受負担金 建設仮勘定長期前受補償金			に、同表剰余金の事項中	「	資本剰余金	受贈財産評価額 寄付金 保険差益 国庫補助金 その他資本剰余金	受贈財産評価額 寄付金 保険差益 国庫補助金 その他資本剰余金			」
	建設仮勘定長期前受金				を	「	資本剰余金	受贈財産評価額 国庫補助金 工事負担金 補償金 その他資本剰余金	受贈財産評価額 国庫補助金 工事負担金 補償金 保険差益 その他資本剰余金			」
					に	「		利益積立金 中小水力発電開発改良積立金 建設改良積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金	利益積立金 中小水力発電開発改良積立金 建設改良積立金 その他積立金 繰越利益剰余金 当年度未処分利益剰余金			」
					を	「		利益積立金 (何々)積立金 その他未処分利益剰余金 変動額	利益積立金 (何々)積立金 その他未処分利益剰余金 繰越その他未処分利益剰余金			」
を加え、同表資本金の事項中												
「	自己資本金	」	を	「	資本金	」						
「	借入資本金	組入資本金 企業債 他会計借入金	組入資本金 企業債 他会計借入金	一般会計 工業用水道事業会計								
を												
「		組入資本金	組入資本金									」

号外第24号 10

に 「			たな卸資産減 耗費 受託調査費 雑費	」	「			長期前払消費 税勘定償却	長期前払消費 税償却	」
を 「			たな卸資産減 耗費 たな卸資産評 価損 受託調査費 貸倒引当金繰 入額 雑費	」	に 「			固定資産減耗 費 臨時損失 過年度損益修 正損	固定資産除却 費 固定資産除却 損 臨時損失 過年度損益修 正損	」
に 「			長期借入金利 息	」	を 「			固定資産減耗 費 固定資産除却 損 減損損失 災害による損 失 過年度損益修 正損	固定資産減耗 費 固定資産除却 損 減損損失 災害による損 失 過年度損益修 正損	」
を 「			長期借入金利 息 その他利息	」	に改め、同表固定資産の事項中					
に 「			退職給与金	」	「			土地		」
を 「			退職給付費	」	を 「			土地	事業用地 公宅用地	」
に 「			繰延勘定償却	控除対象外消 費税額償却	に 「			建物	鉄筋 コンクリート 造 鉄骨造	」
を					を					

「 に 「 を 「 に 「 を 「		建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	」	に、	苫小牧第一工水改修建設仮勘定 苫小牧第二工水改修建設仮勘定 室蘭地区工水第三期改修建設仮勘定 室蘭地区工業用水道配水管移設建設仮勘定 苫小牧地区工業用水道配水管移設建設仮勘定 苫小牧地区工業用水道改修建設仮勘定 石狩湾新港地域工業用水道配水管移設建設仮勘定 室蘭地区工業用水道改修建設仮勘定	を	室蘭地区工業用水道改修建設仮勘定 苫小牧地区工業用水道改修建設仮勘定 石狩湾新港地域工業用水道改修建設仮勘定 室蘭地区工業用水道配水管移設建設仮勘定 室蘭地区工業用水道配水管移設建設仮勘定 苫小牧地区工業用水道配水管移設建設仮勘定 苫小牧地区工業用水道配水管移設建設仮勘定 石狩湾新港地域工業用水道配水管移設建設仮勘定	に、
		機械装置		」					
		機械及び装置		」					
		備品	量水器 汚泥処理装置 その他機械装置 工具 器具及び備品 車両及び船舶	」					
を 「		減価償却累計額		」	「 を 「 に 「		」		」
		備品	量水器 その他機械及び装置 器具及び備品 車両 船舶	」				土地	
		有形リース資産 減価償却累計額 リース資産減価償却累計額		」				土地	事業用地 公宅用地
	「 石狩湾新港地域工水建設仮勘定	「 石狩湾新港地域工業用水道建設仮勘定		」				建物	鉄筋 コンクリート造 鉄骨造

を 「		建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	」	に 「		電話加入権	」
に 「		機械装置		」	を 「		電話加入権 ソフトウェア 無形リース資産	」
を 「		機械及び装置		」	に「投資	を「投資その他の	資産	に、
に 「		備品	量水器 汚泥処理装置 その他機械装置 工具 器具及び備品 車両及び船舶	」	「	基金	基金	」
を 「		備品	量水器 その他機械及び装置 器具及び備品 車両 船舶	」	を 「	基金 長期前払消費税 貸倒引当金	基金 長期前払消費税 貸倒引当金	」
に 「			電話加入権	」	に改め、同表流動資産の事項中	「	その他未収金	その他未収金
を 「			電話加入権 ソフトウェア 無形リース資産	」	を 「	引当金	その他未収金 貸倒引当金	その他未収金 貸倒引当金
					に 「	前渡資金	企業局	」
					を 「	前渡資金	前渡資金	」
					に改め、同表繰延勘定を削り、同表固定負債を	「		」

企業債	企業債	企業債	企業債	建設改良費等の財源に充て るための企業 債 その他の企業 債 建設改良等の 財源に充て るための他会 計借入金 その他の他会 計借入金	に 「	未払金	営業未払金	営業未払金	に 「	預り金	預り金	源泉徴収税	営業預り金	給与 その他 給与 その他 給与 その他	」																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	他会計借入金	他会計借入金	一般会計借入 金 電気事業会計 借入金	預り金		預り金	源泉徴収税	営業外預り金		営業外預り金	建設改良預り 金 営業預り金 営業外預り金 建設改良預り 金 担保	担保																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	リース債務 引当金	リース債務 退職給付引当 金 特別修繕引当 金	リース債務 退職給付引当 金 特別修繕引当 金	預り金		預り金	源泉徴収税 社会保険料 担保																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	その他固定負 債	その他固定負 債	その他固定負 債	預り金		預り金	源泉徴収税 社会保険料 担保																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
に改め、同表流動負債の事項中															を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	を 「	に 「	

「繰延収益

款	項	目	節	細節
長期前受金	長期前受金	長期前受贈財産評価額 長期前受贈財産評価額収益化累計額 長期前受補助金 長期前受補助金収益化累計額 長期前受負担金 長期前受負担金収益化累計額 長期前受補償金 長期前受補償金収益化累計額 建設仮勘定長期前受金 建設仮勘定長期前受贈財産評価額 建設仮勘定長期前受補助金 建設仮勘定長期前受負担金 建設仮勘定長期前受補償金		

を加え、同表資本金の事項中

「自己資本金」を「資本金」に

借入資本金	組入資本金 企業債 他会計借入金	組入資本金 企業債 他会計借入金	一般会計 電気事業会計
-------	------------------------	------------------------	----------------

を

「組入資本金組入資本金」

に、同表剰余金の事項中

資本剰余金	受贈財産評価額 寄付金 保険差益 国庫補助金 その他資本剰余金	受贈財産評価額 寄付金 保険差益 国庫補助金 その他資本剰余金
-------	---	---

を

資本剰余金	受贈財産評価額 国庫補助金 工事負担金 補償金 その他資本剰余金	受贈財産評価額 国庫補助金 工事負担金 補償金 保険差益 その他資本剰余金
-------	--	--

に

	利益積立金 建設改良積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金	利益積立金 建設改良積立金 その他積立金 繰越利益剰余金 金年度末残高
--	---	---

を

	利益積立金 (何々)積立金 その他未処分利益剰余金 変動額	利益積立金 (何々)積立金 その他未処分利益剰余金 変動額 繰越その他未処分利益剰余金 変動額年度
--	--	--

に改める。		当年度未処分 利益剰余金	末残高 繰越利益剰余 金年度末残高			
	別表第6中支出負担行為の整理区分表の事項中					
	「退職給与金					
	を「退職給付費					
	に「法定福利費	同	同	支出決定に関する書類。 ただし、労働災害補償費 にかかるものであるときは、請求書、戸籍謄本又は抄本、病院等の請求書、死亡届出書		
を「法定福利費	同	同	支出決定に関する書類。 ただし、労働災害補償費 にかかるものであるときは、本人の請求書、戸籍 謄本又は抄本、病院等の 請求書、死亡届出書			
に「賃金	雇入れのとき	雇入れようとする期間に係 る額	雇入決定書			
を「賃金	雇入れのとき	雇入れようとする期間又は 時間に係る額	雇入決定書			
に						
「修繕費	同	同	同	同	同	
	使用料及び賃 借料	同	同	見積書、契約書、（請求 書）	同	
を「修繕費	同	同	同	同	同	
修繕引当金繰 入額	支出決定のと き	支出しようと する額	支出決定に関する書類			
	特別修繕引当 金繰入額	同	同			
使用料及び賃 借料	契約を締結す るとき（支出 決定のとき）	契約金額（支 出しようとする 額）	見積書、契約書、（請求 書）	単価契約 の場合は 、（ ） 書による ことができ る。		
に「減価償却費	支出決定のと き	支出しようと する額	支出決定に関する書類			
固定資産除却 費	契約を締結す るとき	契約金額	入札書、見積書、契約書			
を「減価償却費	支出決定のと き	支出しようと する額	支出決定に関する書類			
リース資産減 価償却費	同	同	同			
	固定資産除却 費	契約を締結す るとき	契約金額	入札書、見積書、契約書		
に「たな卸資産減 耗費	同	同	同			
共有設備費分 担金	同	同	請求書（納入告知書等）			

を 「	受託調査費	契約締結のとき	契約金額	入札書、見積書、契約書	
	企業債利息	支出決定のとき	支出しようとする額	支出決定に関する書類、納入告知書	
	たな卸資産減耗費	同	同	同	
	たな卸資産評価損	同	同	同	
	共有設備費分担金	同	同	請求書（納入告知書等）	
	受託調査費	契約締結のとき	契約金額	入札書、見積書、契約書	
	貸倒引当金繰入額	支出決定のとき	支出しようとする額	支出決定に関する書類	
	企業債利息	同	同	支出決定に関する書類、納入告知書	
	建物割賦金利息	同	同	支出決定に関する書類、納入告知書	
	不用品売却原価	同	同	支出決定に関する書類	
を 「	建物割賦金利息	同	同	支出決定に関する書類、納入告知書	
	その他利息	同	同	支出決定に関する書類	
	不用品売却原価	同	同	同	
に 「	固定資産売却損	同	同	同	
	臨時損失	同	同	同	
	過年度損益修正損	同	同	同	

正損					
固定資産売却損	同	同	同		
固定資産減耗費	同	同	同		
減損損失	同	同	同		
災害による損失	同	同	同		
過年度損益修正損	同	同	同		
雑費	同	同	支出決定に関する書類		
雑費	同	同	同		

に改める。

別表第9を削る。

別記様式目次中

「第13号 固定資産台帳 34」を

「第13号 削除 」に、

「第17号 企業債台帳（長期借入金台帳） 34」を

「第17号 削除 」に改める。

第13号様式及び第17号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

第17号様式 削除

別記第46号様式を次のように改める。

別記第46号様式（第158条、第182条関係）

第1葉

固定資産異動報告書

平成 年 月 日

総務課長 様

所属長

- 3 異動する固定資産の名称、資産単位物品及び数量等

共同する固定資産の種類、資産単位物品及び数量							
	資産番号	資産名称	資産単位物品	規格、型式及び構造	数量	単位	金額
除却資産							

取得資産	資 産 名 称				数量	単位	金額
	資 産 単 位 物 品	規格、型式及び構造					
	計						
	補 助 金 等	種 目			金 額	円	
	所 在 地						
資産	会 計 ・ 課 所	会 計		課 所			
	勘 定 科 目	款)	項)				
		目)	節)				
	施 設		償 却 限 度 額				
	耐 用 年 数	年 (根拠：)					
	機 械 損 害 共 済		・ 機 械 種 別	:			
			・ 新 調 達 価 額 算 定 現 行 係 数	:			
	共 有 者	相 手 方 名 称			共 有 者 持 分 率	共 有 者 持 分 額	
		①					
		②					
③							
備 考							

第2葉

(用紙寸法 日本工業規格 A 4)

[illegible]

取得資產 2	計						
	補助金等	種目			金額		
	所在地						
	會計・課所	會計		課所			
	勘定科目	款)		項)			
		目)		節)			
	施設		償却限度額				
	耐用年数	年 (根拠 :					
	機械損害共済		・ 機械種別	:			
			・ 新調達価額算定現行係数	:			
共有者		相手方名称			共有者持分率	共有者持分額	
	①						
	②						
	③						
備考							

取得 資産 3	資 産 名 称				数量	単位	金額
	資 産 単 位 物 品		規格、型式及び構造				
	計						
	補 助 金 等		種 目		金 額		
	所 在 地						
	会 計 ・ 課 所		会 計		課 所		
	勘 定 科 目		款) 項) 目) 節)				
	施 設				償 却 限 度 額		
耐 用 年 数		年 (根拠：)					
機械損害共済		・ 機械種別： ・ 新調達価額算定現行係数：					
共 有 者		相 手 方 名 称			共有者持分率	共有者持分額	
		①					
		②					
		③					
備 考							

(用紙寸法 日本工業規格 A 4)

2 この規程による改正後の北海道企業局財務規程の規定については、平成26年度の予算か

ら適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

- 3 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の北海道企業局財務規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合は、改正後の規程にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。
-